

令和8年度市民税・県民税の課税資料となりますので、この手引を参照のうえ、令和7年1月から12月までの収入金額及び所得金額並びに所得控除金額等を申告書に記入して、申告書上部の提出期限までに提出してください。また、申告書は、郵送でも受け付けております。

申告をしていただく方

- ◎令和8年1月1日現在、伊勢原市に住んでいた方で次のような場合。
 - ①所得税を納付または還付を受ける必要がない方
 - ②給与所得者で給与以外の所得金額が20万円以下の方 *
 - ③公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方や公的年金等の源泉徴収票記載以外の控除を受けようとする方 *
 - ④遺族年金・障害年金・失業給付金等の受給者及び令和7年1月から12月までに所得がなかった方
- * 所得税の確定申告はしなくてもよいことになっていますが市県民税申告は必要となります

申告をしなくてもよい方

- ①令和7年分の所得税確定申告書を提出された方（される方）
 - ※ただし、神奈川県・伊勢原市が指定した認定NPO法人等以外のNPO法人への寄附金控除は、市県民税申告が必要です
- ②給与所得のみで「給与支払報告書」が勤務先より伊勢原市役所に提出されている方
- ③年金所得のみで「公的年金等支払報告書」が年金支払者より伊勢原市役所に提出されている方
- ④同一世帯の方の配偶者又は扶養親族として申告を受けられる方

申告に必要なもの

- ◎源泉徴収票 ◎収支内訳書（営業等、農業及び不動産所得者） ◎各種領収書又は証明書（雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・勤労学生の各所得控除及び寄附金税額控除を受ける場合に必要となります）
- ◎マイナンバーがわかるもの及び身元確認書類（マイナンバーカードの場合は不要）郵送の場合は両面写しを添付

申告書の受付場所

伊勢原市役所 1階12番窓口

問合わせ先

◎伊勢原市役所 市民税課
電話番号 0463(74)5429

① 所得の種類

(1) 営業等所得

販売業、製造業、飲食業、建設業等の営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、作家、大工、保険外交員等の自由職業、あるいは漁業等農業以外の事業から生ずる所得。

(2) 農業所得

農産物の生産、果樹等の栽培、家畜等の飼育から生ずる所得。

(3) 不動産所得

地代、家賃、土地建物等の権利金等から生ずる所得。

(4) 利子所得

公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託の収益の分配から生ずる所得。

(5) 配当所得

株式の配当、出資の配当、剰余金の分配、基金利息及び証券投資信託(公社債投資信託以外)の収益の分配などから生ずる所得。
※少額配当(1銘柄年10万円以下の配当、年2回の配当で1回5万円以下)の非課税措置は平成15年度をもって廃止されました。

(6) 給与所得

給与、賞与、賃金等の収入による所得。2か所以上の場合は各々を合算してください。給与所得については、次の表によって求めてください(1か所からの年末調整済の源泉徴収票の場合を除く)。

給与収入額(A)	給与所得
550,999円まで	所得は0円
551,000円から650,999円	
651,000円から1,618,999円	
1,619,000円から1,619,999円	
1,620,000円から1,621,999円	
1,622,000円から1,623,999円	
1,624,000円から1,627,999円	
1,628,000円から1,799,999円	
1,800,000円から1,899,999円	
1,900,000円から3,599,999円	
3,600,000円から6,599,999円	
6,600,000円から8,499,999円	
8,500,000円以上	
	A × 0.9 - 1,100,000円
	A - 1,950,000円

給与所得と公的年金等に係る雑所得が両方あり、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額(それぞれ10万円を限度)の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得金額から控除されます。

控除額 = 給与所得(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得(上限10万円) - 10万円

※給与収入額850万円を超える場合、所得金額調整控除が適用される場合があります。詳しくは伊勢原市ホームページを御覧ください。

(7) 雑所得(公的年金等と公的年金等以外の合計)

- ①公的年金等
公的年金等による所得。遺族年金、障害年金は除く。
所得金額については、次の表によって求めてください。

年金等の収入金額	公的年金等控除額			
	割合	公的年金等雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
(65歳未満) 130万円以下	—	60万円	50万円	40万円
(65歳以上) 330万円以下	—	110万円	100万円	90万円
(65歳未満) 130万円超 410万円以下	75%	275,000円	175,000円	75,000円
(65歳以上) 330万円超 410万円以下				
410万円超 770万円以下	85%	685,000円	585,000円	485,000円
770万円超 1,000万円以下	95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
1,000万円超	100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

65歳未満…昭和36年1月2日以降生まれ
65歳以上…昭和36年1月1日以前生まれ
所得金額 = (公的年金収入額 × 割合) - 公的年金等控除額

- ②業務に係る雑所得
原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得。

- ③その他雑所得
生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得。

(8) 総合課税の譲渡所得

土地建物等以外(車輛、機械器具、書画、骨董品等)の資産の譲渡から生ずる所得。短期は保有期間が5年以下、長期は5年超のもの。

(9) 一時所得

法人から受けた金品や賞金、懸賞当選金、競輪、競馬等の払戻金や生命保険金等の一時的性質を有する所得。

② 所得控除

㊦ ○○控除 は所得税と控除金額が異なるものです。

10 ひとり親・寡婦控除

- 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子（総所得金額等が58万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）について、「ひとり親控除」が適用されます…30万円
- 上記以外で合計所得金額500万円以下の寡婦
死別を理由とする方、または離婚を理由とした方で子以外の扶養親族（総所得金額等が58万円以下）を有する方…26万円
- 住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある者は対象外とされました。

11 障害者控除

あなた自身が障害者である場合又はその控除対象配偶者及び扶養親族のうちに障害者がある場合。

- 普通障害 1人につき…26万円
- 特別障害（同居以外の場合）1人につき…30万円
- 特別障害（同居の場合）1人につき…53万円

*特別障害とは身体障害者手帳 1級及び2級の人。ただし精神障害者保健福祉手帳は1級

*同居特別障害者とは、特別障害者のうち、あなたや配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている人

12 勤労学生控除

あなた自身が勤労学生（年間（1月～12月）の合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得金額が10万円以下）である場合

……………26万円

13 配偶者控除

あなたと生計を一にし、年間（1月～12月）の合計所得金額が58万円以下（青色事業専従者及び白色事業専従者を除く）の配偶者を有する場合、配偶者控除額は次のとおりです。

本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	0円
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	0円

*老人控除対象配偶者とは70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）の人
*本人の合計所得が1,000万円を超えていても、合計所得金額が58万円以下の生計を一にしている配偶者を扶養しており、その配偶者が障害者である場合には、配偶者の障害者控除を適用することができます

14 配偶者特別控除

あなたの年間（1月～12月）の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者又は白色事業専従者を除く）の合計所得金額に応じて次の表で求めた金額の控除が受けられます。配偶者控除との重複はできません。

本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	135万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	控除適用なし		

15 扶養控除

あなたと生計を一にし、16歳以上（平成22年1月1日以前生まれ）の人で年間（1月～12月）の合計所得金額が58万円以下（青色事業専従者及び白色事業専従者や他の親族の扶養である場合を除く）の扶養親族を有する場合、扶養控除は、次のとおりです。

	控除額
一般の扶養親族	33万円
特定扶養親族	45万円
老人扶 同居老親等以外の者	38万円
養親族 同居老親等	45万円

*特定扶養親族とは19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以降生まれから平成19年1月1日以前生まれ）の人

*老人扶養親族とは70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）の人

*同居老親等扶養親族とは老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属でかつ同居を常としている人

*16歳未満扶養親族（平成22年1月2日以降生まれ）については、申告書表面にある「D 16歳未満の扶養親族に関する事項」欄に記入してください

16 特定親族特別控除

従来より、納税義務者に、19歳以上23歳未満である特定控除対象扶養親族がいる場合、その納税義務者の前年の総所得金額等から住民税は45万円を控除することとされてきましたが、合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合においても、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて徐々に減少していく仕組みが新たに設けられました。

*対象者は以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者
• 年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）
• 合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合は123万円超188万円以下）
• 控除対象扶養親族に該当しない

扶養親族の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額
58万円超85万円以下	45万円
85万円超90万円以下	45万円
90万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

17 生命保険料控除

①新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）
（一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料）

年間の支払保険料等(S)	控除額
12,000円以下	支払保険料の全額
12,000円超え 32,000円以下	$S \times 1/2 + 6,000$ 円
32,000円超え 56,000円以下	$S \times 1/4 + 14,000$ 円
56,000円超え	28,000円

②旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）
（一般生命保険料、個人年金保険料）

年間の支払保険料等(S)	控除額
15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超え 40,000円以下	$S \times 1/2 + 7,500$ 円
40,000円超え 70,000円以下	$S \times 1/4 + 17,500$ 円
70,000円超え	35,000円

*一般生命保険又は個人年金保険について、新旧契約双方の保険料控除の適用を受ける場合は、各々で計算した合計金額（上限28,000円）

（例）一般の生命保険料 新契約30,000円 旧契約30,000円
新契約の控除額 ① 21,000円 旧契約の控除額 ② 22,500円
①+②の合計金額が上限を超えているため、控除額は28,000円

*一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険控除の合計適用限度額は、70,000円

18 地震保険料控除

①地震保険料のみの場合

支払った保険料の金額	控除額
50,000円以下	保険料の1/2
50,000円超え	25,000円

②旧長期損害保険料のみの場合

年間の支払保険料(N)	控除額
5,000円以下	保険料の全額
5,000円超え 15,000円以下	$N \times 1/2 + 2,500$ 円
15,000円超え	10,000円

*1枚の証明書の中に地震保険料と旧長期損害保険料の両方の支払額が記載されている場合

地震保険料か旧長期損害保険料のどちらかを選択して、①又は②で計算

③地震保険料と旧長期損害保険料の支払いがある場合

①と②それぞれで計算した合計額（最高限度額25,000円）

19 雑損控除

控除額は、次の①②のうちいずれか多い方の金額。

①（損失金額－保険金等補てん額）－総所得金額等×10%

②災害関連支出金額－5万円

20 医療費控除・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

医療費控除	医療費控除の特例
（支払った医療費）－（保険金等補てん額）－（総所得金額等×5%または10万円の少ない方の金額）	（支払った特定一般用医薬品の総額）－（保険金等補てん額）－1万2千円
限度額 200万円	限度額 8万8千円

*医療費控除と医療費控除の特例を併せて受けることはできません

21 社会保険料控除

国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等の支払った社会保険料の金額。

22 小規模企業共済等掛金控除

支払った小規模企業共済掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金との合計額。

23 基礎控除

納税義務者の前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

③ 寄附金税額控除

次のいずれかに対して2,000円を超える寄附を行った場合。

- ①都道府県、市町村又は特別区
- ②神奈川県共同募金会、日本赤十字社（神奈川県支部）
- ③神奈川県及び伊勢原市が条例で定めるもの

☆☆☆☆☆ 課税対象となる所得や控除がある方の記載例(表面) ☆☆☆☆☆

A 昨年中収入が無かった方の記載欄

私は、次の理由で令和7年1月1日から令和7年12月31日まで(課税対象の)収入がありませんでした。(該当する番号を○で囲んでください。)

- 1 次の人の扶養(扶助)で生活していた。

氏名 続柄
住所 本人と同じ

- 2 遺族年金又は障害年金で生活していた。
- 3 雇用(失業)保険を受給していた。
- 4 預貯金で生活していた。
- 5 公的扶助(生活保護等)を受給していた。
- 6 その他

B 昨年中収入があった方の記載欄

	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除	(A)-(B)-(C)所得金額
1 営業等	円	円	円	(1) 円
2 農業	円	円	円	(2) 円
3 不動産	円	円	円	(3) 円
4 利子	円	円	円	(4) 円
5 配当	円	円	円	(5) 円
6 給与	2,652,800 円	給与所得控除の計算がわからない場合は⑥省略可	円	(6) 1,676,400 円
7 公的年金等	2,937,200 円	年金所得控除の計算がわからない場合は⑦省略可	円	(7) 円
雑				
業	円	円	円	
その他	500,000 円	50,000 円	円	2,287,200 円
8 短期	円	円	円	(8) 円
9 長期	円	円	円	(9) 円
10 一時	円	円	円	(10) 円
合計	①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+[(⑧+⑨+⑩)÷2]			(11) 3,963,600 円

C 所得から差し引かれる金額に関する事項

本人該当項目

10 ひとり親 寡婦 死別 離婚 生死不明 ※寡婦は理由をチェック

11 障害者 特別障害者 身体・療育・精神・介護 ()級・度

12 勤労学生 学校名() ※年頭未済または専修学校等は証明書を添付

13・14 氏名 市民税 花子 明・大 20年1月1日生 (昭)・平

15・16 氏名 市民税 松子 続柄 姉 明・大 17年5月5日生 (昭)・平

17 氏名 市民税 次郎 続柄 子 明・大 50年3月15日生 (昭)・平

18 氏名 市民税 竹男 続柄 孫 明・大 9年7月23日生 (昭)・平

17 新生命保険料(一般) 新個人年金保険料 介護医療保険料 生命保険料控除額

36,000 円 円 円 28,000 円

18 地震保険料 旧長期損害保険料 地震保険料控除額

52,000 円 円 25,000 円

19 雑損 雑損控除額

20 医療費 医療費控除額

21 社会保険料 社会保険料控除額

22 小規模企業共済等掛金 基礎控除

D 16歳未満の扶養親族に関する事項

16歳未満の扶養親族

氏名 市民税 梅子 続柄 孫 平(令)元年5月11日生 11 障害者身・精・療・介()級・度

氏名 市民税 次郎 続柄 子 明・大 50年3月15日生 (昭)・平

氏名 市民税 竹男 続柄 孫 明・大 9年7月23日生 (昭)・平

特定扶養 H15.1.2~H19.1.1 未成年者 H20.1.3以降
老人扶養 S31.1.1以前 16歳未満 H22.1.2以降

裏面にも記載するところがありますから注意してください。

E 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税の納税方法

- 給与から天引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

裏面

① 給与収入金額の内訳

※源泉徴収票が無い場合には、給料明細等により下記に記入

給与支払者	名称		所在地		電話番号		勤務期間	
	株式会社クルリン		伊勢原市神戸378		(0463) 74 - 5429			12か月
月	給与収入金額	社会保険料	月	給与収入金額	社会保険料	月	給与収入金額	社会保険料
1月	221,066 円		5月	221,067 円		9月	221,067 円	
2月	221,066 円		6月	221,067 円		10月	221,067 円	
3月	221,066 円		7月	221,067 円		11月	221,067 円	
4月	221,066 円		8月	221,067 円		12月	221,067 円	
賞与			賞与			下の合計額を表面の「給与6」「社会保険料21」に記入		
給与収入金額の合計		6	2,652,800 円		社会保険料の合計		21	

② 営業・農業・不動産所得に関する事項

特別な事情により源泉徴収票が添付できないときは、給与の支払者各月の支払額等を記載してください。

所得の種類	所得の生ずる	費	青色申告特別控除額

表面

令和8年度

☆ 令和7年1月から12月まで

市民税
県民税

申告書

データ	データ	メモ欄	受付	口郵送	世調済	整理番号
-----	-----	-----	----	-----	-----	------

伊勢原市長 殿	現住所	伊勢原市田中348番地の1 コーポTANAKA1-202		業種又は職業	会社員	翌年以降送付不要	<input type="checkbox"/>
提出年月日	令和8年1月1日の住所	同上		電話番号	0463-94-4711		
年 月 日	フリガナ	シミンゼイ ゴロウ		生年月日	世帯主の氏名		
8 3 3	氏名	市民税 五郎		大・昭平・令 20・3・25	<input checked="" type="checkbox"/> 本人		本人
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	<input type="checkbox"/> 本人確認(免・資・個・在・受・他)		<input type="checkbox"/> 個人番号確認(通・個・他)		
提出者		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外		提出者氏名()		本人との続柄()	

A 昨年中収入が無かった方の記載欄

私は、次の理由で令和7年1月1日から令和7年12月31日まで(課税対象の)収入がありませんでした。(該当する番号を○で囲んでください。)

① 次の人の扶養(扶助)で生活していた。

氏名 市民税 三郎 続柄 子

住所 厚木市厚木 ●●●▲ (本人と同じ)

2 遺族年金又は障害年金で生活していた。

3 雇用(失業)保険を受給していた。

4 預貯金で生活していた。

5 公的扶助(生活保護等)を受給していた。

6 その他

B 昨年中収入があった方の記載欄

	(A) 収入金額	(B) 必要経費	(C) 専従者控除	(A)-(B)-(C)所得金額
1				①
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
総合課税	長期			(9)
9	一時			(10)

昨年一年間課税対象となる収入がなく、控除も適用しない場合は、項目A「昨年中収入が無かった方の記載欄」のみ記入してください。(裏面の記載は不要です)

1~6の当てはまる番号を○で囲み、1に当てはまる場合は扶養者の名前・続柄・住所 1~5に当てはまるものがない場合は、昨年一年の生活状況を6に記載してください。

左の記載例は(1)に当てはまる場合の書き方です。

表面③にて計算